

農業用廃プラスチック類等を産業廃棄物処理業者や回収場所へ運搬する場合、「車両表示」・「書面携帯」が必要

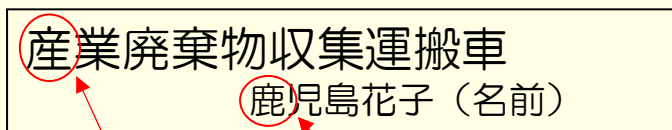
1 表示義務について

農業用廃プラスチック等の産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側に、次の事項を表示しなくてはなりません。

農家が自分で運搬する場合

- 1 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2 排出事業者名

(見本)



5cm(140ポイント)以上 3cm(90ポイント)以上



- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

※表示の基準が守られていれば2段以上になっても構いません。

※マグネットシートなど着脱可能な表示や紙に印刷したものをガムテープ等で表示することも可能です。

2 書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなくてはなりません。

次の事項を記載した書類

- ・氏名及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(見本)

- 氏名及び住所
鹿児島花子
鹿児島市〇〇町△番□号
- 産業廃棄物の種類・数量
廃プラスチック類 〇〇 t
- 積載日
平成〇〇年△月□日
- 積載した事業場
鹿児島市〇〇町△番□号
- 運搬先の事業場
〇〇集荷場
鹿児島市〇〇町△番
TEL 〇〇〇-〇〇〇-△△△

※記載事項に合致すれば、様式は問いません。

※氏名や住所については、運転免許証や車検証等を活用するなどし、複数の書面によってこれらの記載事項を網羅する物であっても差し支えありません。

※ トラクター等農業用の特殊車両や自動二輪車等については、荷台等を牽引する場合を除き、通常廃棄物を運搬するための車両とは言い難いので、表示や携帯の必要はありません。

「**廃プラは 適正処理(再生処理)が基本**」
～地域ぐるみで回収し、適正に処理しましょう～